

## 建物更生共済契約への地震保険料控除の適用について

### 1. 概要

平成19年1月1日から地震保険料控除が創設されています。JA共済では居住用家屋や生活用動産を目的とする建物更生共済契約が控除の対象となり、地震保険料控除対象掛金（所得税の場合、5万円限度）については「地震保険料控除」として所得金額から控除され、所得税等と住民税の軽減を図ることができます。

これに伴い、法改正前の損害保険料控除は原則として廃止されました。

### 2. 地震保険料控除額

所得税法上、次の額が所得控除（地震保険料控除）の対象となります。

	地震保険料控除対象掛金	所得控除額
建物更生共済契約	50,000円以下	地震保険料控除対象掛金の額
	50,000円超	50,000円

注) 1. 住民税の場合、地震保険料控除対象掛金の額の2分の1（2.5万円限度）が所得控除額となります。

2. 平成18年12月31日までに契約された建物更生共済契約については、次のとおり、経過措置による旧長期損害保険料控除を受けることができます。

#### ○経過措置による旧長期損害保険料控除について

平成18年12月31日までに締結された共済期間10年以上の建物更生共済契約については、経過措置により、法改正前の旧長期損害保険料控除（所得税1万5千円、住民税1万円限度）を選択することができます。ただし、平成19年1月1日以後に共済掛金増減を伴うような変更があった場合や契約者変更をした場合などは、その年から旧長期損害保険料控除の適用はできなくなります。

複数契約を有する場合は、契約ごとに、地震保険料控除と旧長期損害保険料控除の選択ができ、その場合の合計の控除限度額は、所得税5万円、個人住民税2万5千円となります。

経過措置による旧長期損害保険料控除を受けた場合の所得控除額は次のとおりとなります。

#### ●旧長期損害保険料控除を選択した場合（経過措置該当契約）

	支払った共済掛金の額	所得控除額（所得税）
建物更生共済契約（共済期間10年以上）	10,000円以下	支払った共済掛金の額
	10,000円超20,000円以下	支払った共済掛金の額×1/2+5,000円
	20,000円超	15,000円

注) 旧長期損害保険料控除を選択した契約が複数あるときでも、1.5万円が所得控除額の限度となります。なお、住民税の場合は、1万円が所得控除額の限度となります。

#### ●地震保険料控除・旧長期損害保険料控除の両方がある場合

	所得控除額（所得税）
両方ある場合	地震保険料控除・旧長期損害保険料控除のそれぞれ計算した金額の合計額（50,000円限度）

注) 住民税の場合、2.5万円が所得控除額の限度となります。

※平成25年1月末現在の法令等にもとづき記載しております。